

コントロールタワー

講義回	学習内容		テキスト			トレーニング
	テーマ	内容	章	節	対応ページ	対応問題
第 1 回	教育論	教育の意義と目的	第 1 章	1	P.1	問題 1～9
		教授・学習の理論		2	P.6	
		学習指導の形態と方法		3	P.16	
第 2 回	教育課程論	教育課程の概念	第 2 章	1	P.27	問題 10～18
		教育課程の類型と変遷		2	P.30	
		教育課程の編成とその特例		3	P.36	
第 3 回	学習指導要領	学習指導要領とその変遷	第 3 章	1	P.51	問題 19～27
		現行学習指導要領の特質		2	P.59	
		現行学習指導要領「総則」の概要		3	P.66	
第 4 回	道徳教育	道徳と道徳教育	第 4 章	1	P.85	問題28～36
		学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育		2	P.88	
		道徳の時間の目標・内容など		3	P.91	
第 5 回	特別活動	特別活動とその目標・領域	第 5 章	1	P.105	問題 37～42
		特別活動の領域ごとの目標と内容等		2	P.109	
	総合的な学習の時間	創設の経緯・意図とその目標	第 6 章	1	P.121	問題 43～48
		各学校において定める目標・内容、留意点		2	P.125	
第 6 回	生徒指導	生徒指導の意義と課題	第 7 章	1	P.133	問題49～60
		生徒指導の方法		2	P.139	
		問題行動の現状とその対応		3	P.146	
		問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)		4	P.152	
第 7 回	特別支援教育	特別支援教育の意義・目的、その歴史	第 8 章	1	P.161	問題61～72
		障害者の分類とその程度、教育機関等		2	P.166	
		特別支援教育の教育課程の基準と特例		3	P.171	
		障害の特質と指導法、指導形態		4	P.179	
	人権教育	同和問題と同和教育	第 9 章	1	P.191	問題73～84
		同和問題・人権問題の歴史		2	P.195	
		同和問題・人権問題に関する法令・答申・条約等		3	P.200	
		児童虐待		4	P.210	
第 8 回	キャリア教育	キャリア教育	第 10 章	1	P.217	問題85～87
	社会教育・生涯学習	社会教育	第 11 章	1	P.225	問題 88～93
		生涯学習		2	P.235	
	学校経営・学級経営	学校経営・学級経営	第 12 章	1	P.249	問題 94～96

講義回	テキスト	テーマ	重要度・出題傾向
第1回	第1章	教育論	重要度A 教育論は単独で扱われる頻度はそれほど高くない分野である。しかし、教育の意義や目的、その方法などといった内容は、教育そのものを理解するためには欠かせない知識であるとともに、一部の自治体では反復して出題される。
第2回	第2章	教育課程論	重要度C 類型と評価について出題がされやすいが、出題頻度は全国的に高くはない。類型ごとに教育課程が必要とされた時代背景などとともに、各種の教育課程の類型の長所・短所をおさえておくことが試験対策の第一歩といえる。また、教育課程編成上の要点も重要となる。
第3回	第3章	学習指導要領	重要度A 教育原理において最頻出の分野である。学習指導要領の理解なくして、教員採用試験の合格は望めない、くらいに考えておいた方がよい。特にその「総則」は記憶するくらいに読み込んでおく必要がある。学校種の比較もあるので、受験校種だけではなく、各学校種のものも読み込みたい。文科省編集の「解説」も出題されることがある。
第4回	第4章	道德教育	重要度B 小・中学校における道德の時間に関連する問題を、毎年のように出題している自治体もある。道德教育の目的・目標以外にも、道德教育推進教師の位置づけなども出題されている。
第5回	第5章	特別活動	重要度C 目標や領域に関わる問題が出題されやすい。ただし、その頻度については自治体によって、毎年のように出題する所と何年もしっかり触れていない所とがあるので、過去問によって出題傾向を掴むことも大切である。
	第6章	総合的な学習の時間	重要度C 出題頻度としてはさほど高いとはいえない。ただ、教育課程の1領域を占めているという認識をもった学習は必要となる。特に、学習指導要領での留意事項は確実におさえるようにしておきたい。
第6回	第7章	生徒指導	重要度A 生徒指導の意義・原理・方法といった側面よりも、いじめ・不登校・暴力行為といった児童・生徒の問題行動に関する具体的事例に関わる出題が目立つ。特に、昨今、いじめ問題が何かと取りざたされており、その点に関する出題の頻度は高まると思われる。
第7回	第8章	特別支援教育	重要度A 特別支援教育の意義・目的、教育機関、教育課程については、よく出題され、最もおさえておかなければならないのは、教育心理とも関連する障害の種類・定義とその指導法である。特別支援教育に関わる関連法や答申・通知も頻出である。
	第9章	人権教育	重要度A 同和問題だけでなく、人権にかかわる様々な課題や取り組み、条約や法規について幅広く問われることが近年多くなった。多くの自治体では人権教育に関わる様々な取り組みを行っており、その通知も出題されている。児童虐待については、社会的な問題となっているだけに、法に基づいた適切な対応についての知識が問われる。
第8回	第10章	キャリア教育	重要度B 次第に扱われる機会が多くなってきている。各学校種段階でのキャリア教育について問うものもある。受験する学校種の「手引き」には目を通しておきたい。職業教育との違い、教育課程での取扱いも要注意である。
	第11章	社会教育・生涯学習	重要度B 社会教育と生涯学習と、個々にみた場合の出題頻度はさほど高いとはいえないが、その双方を合わせた場合には、例年、出題が見られる。関連法規の要点を理解し、中教審の答申などには目を通しておきたい。
	第12章	学校経営・学級経営	重要度C 特定の自治体を除いて、出題頻度は極めて低い。もちろん、絶対に出題されないというわけではないが、この章は試験対策というよりも、学校という組織の中で自分がいかにあるべきか、学級（クラス）担任として学級を適切に経営して行くためにはどうあるべきか、等を考える手だてとして欲しい。

本書の特長と使い方

本書は教員採用試験合格のための専用テキストであり、次のような方針で作成されている。

1. 本書の構成

このテキストは、本書一冊で初めて学習する人でも、無理なく合格に必要な知識を身に付けられるよう、本試験における重要論点をわかりやすくまとめている。また講義とトレーニング（問題集）に沿った構成となっており、関連する事柄はコントロールタワーで確認できる。

2. 本書の使用法

講義はコントロールタワーの進度に従い、このテキストに沿って進行する。講義では全体像の把握と重要論点を理解するための解説に重点が置かれるので、必要に応じてテキストの細かな情報にも目を通してほしい。また、学習した内容が本試験でどのように問われているのかを、各所に収載されている「例題」を解いて必ず確認すること。

さらに、トレーニング（問題集）を使い、講義範囲に対応する問題を解いて復習に努めてほしい。

3. 本書の表記

(1) 「重要度」について

コントロールタワー裏面に出题頻度に応じて、重要度をA・B・Cの3段階で表記している。

(2) 「出題傾向」について

「重要度」と共に、近年の出題傾向を解説している。出題のポイントが示されているので参考にしてほしい。

(3) 「MEMO」について

各所に「MEMO」のスペースを用意してある。板書の内容やメモ書きをどんどん書き込み、自分だけのオリジナルテキスト作成に、ぜひ活用してほしい。

(4) 「重要キーワード 暗記&checkシート」について

章の最後には、重要ワードのチェックリストを収載している。暗記ペンなどを使用して復習し、記憶の定着がされているか、定期的にチェックしよう。

教職教養 出題傾向表1 2014年度実施試験(2015年度採用選考)

科目	分野	北海道・札幌市	青森県	岩手県	秋田県	宮城県・仙台市	山形県	福島県	栃木県	群馬県	茨城県	埼玉県・さいたま市	千葉県・千葉市	東京都
教育原理	教育論	○			○									
	教育手法		○		○	○				○	○	○		
	教育課程		○	○	○	○	○	○		○			○	○
	生徒指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道德教育	○			○			○		○		○		○
	特別活動													○
	人権教育												○	○
	障害児教育	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	社会・生涯教育		○		○	○				○				
	学校運営													
	総合								○					
教育法規	憲法・基本法			○		○	○	○			○	○		○
	学校教育	○				○	○	○		○	○	○		○
	管理運営	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	児童・生徒					○		○			○		○	○
	教職員			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	教育行政													
	総合		○						○					
教育心理	発達				○							○		○
	学習													○
	人格			○	○						○	○	○	○
	学級													
	評価									○			○	○
	総合			○					○					○
教育史	西洋(近代以前)	○			○							○	○	○
	西洋(現代)				○							○	○	
	日本(江戸以前)											○	○	○
	日本(明治以降)	○			○		○							
教育時事		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○

教職教養 出題傾向表2 2014年度実施試験(2015年度採用選考)

科目	分野	神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市	新潟県・新潟市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県・静岡市・浜松市	福井県	岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県
教育原理	教育論		○										
	教育手法	○		○					○				
	教育課程	○				○	○	○	○	○	○		
	生徒指導	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
	道德教育	○	○										
	特別活動												
	人権教育	○	○							○		○	
	障害児教育	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○
	社会・生涯教育	○	○	○				○					
	学校運営												
	総合							○					
教育法規	憲法・基本法	○	○			○	○	○		○	○		
	学校教育	○					○	○		○			
	管理運営	○	○			○	○		○	○	○		
	児童・生徒					○	○			○			
	教職員	○				○	○			○	○		○
	教育行政	○											
	総合			○	○								
教育心理	発達	○				○			○				
	学習	○				○			○				
	人格	○			○				○	○	○		
	学級			○									
	評価	○	○	○		○							
	総合												○
教育史	西洋(近代以前)							○			○		○
	西洋(現代)							○			○		
	日本(江戸以前)										○		○
	日本(明治以降)							○					○
教育時事					○	○		○	○	○	○	○	○

教職教養 出題傾向表3 2014年度実施試験 (2015年度採用選考)

科目	分野	滋賀県	京都府	京都市	奈良県	大阪府・大阪市・堺市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県・岡山市	広島県・広島市	山口県
教育原理	教育論						○			○				
	教育手法	○			○		○	○	○					○
	教育課程	○	○		○		○	○		○	○	○	○	○
	生徒指導	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	道德教育				○									
	特別活動				○								○	
	人権教育				○	○	○	○	○	○	○	○		
	障害児教育	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	社会・生涯教育		○		○				○		○	○		
	学校運営				○									
	総合													
教育法規	憲法・基本法	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	学校教育				○				○	○				○
	管理運営		○	○	○				○	○	○			
	児童・生徒				○					○			○	○
	教職員	○			○		○	○	○	○				○
	教育行政				○									
	総合		○	○				○					○	
教育心理	発達							○						○
	学習	○							○					○
	人格	○		○	○			○	○	○				○
	学級													
	評価				○	○	○		○	○				
	総合				○						○			
教育史	西洋(近代以前)	○							○					
	西洋(現代)													
	日本(江戸以前)													
	日本(明治以降)						○		○					
教育時事		○		○	○	○	○		○		○	○	○	○

第1章

教育論

第1節 教育の意義と目的／第2節 教授・学習の理論／第3節 学習指導の形態と方法

第1節 教育の意義と目的

1. 教育の意義

(1) 教育とは何か

教育とは、その定義※1を含めてさまざまに考えることができる。

『教』は『學』※2と『支』※3との合字で、『上から施されたことを下からならう』というのが原義である。また『育』の方は『月』（肉月）と『子』の転倒した姿からなり、出産場面を象徴しているともいわれ、『養う』というのが原義であるとしている。※4

『説文解字』※5によると、「教」は「上の施すところを下の効※2ところなり」という意味になり、これは大人が子どもに模範とされるものを伝達し、それを学習させることになる。

また「育」は「子を養って善をなさしむ」ということであり、これは子どもがよくない方向に進まないように導き、すでにそういった方向に入り込んでいる子どもであればこれを教え諭してよい方向に導いて徳を实践させるという意味になる。

つまり原義としての教育とは、模範の伝達・学習であり、一般的に良、善、美、優、秀などとされているものについて、子ども達に教え込むという強制性の強い指導方法、ということになる。

(2) 教育による人間の形成

ルソー※6は『エミール』（1762）において、「造物主の手を離れるときは、すべてが善いものであるが、人間の手にかかると、それらがみな例外なく悪いものになっていく」と書き起こした。

その第1編の冒頭部には次のように記している。

『エミール』	私たちは弱い者として生まれてくる。だから私たちには力が必要である。私たちは何ももたずに生まれてくる。
--------	--

※1

小学館『日本大百科全書』の「教育」の項は、次のように書き出されている（執筆は宮寺晃夫）。

教育の語源であるが、「教育」ということば（漢語）の使用例は、孔孟（孔子（こうし）と孟子（もうし））の時代にまでさかのぼることができる。今から2000年以上の昔に著された中国の古典『孟子』に、君子の楽しみの一つとして、「天下の英才を得て、これを教育する」ことがあげられているのが最初の出典である（『孟子』尽心・上）

※2

ならう（ふ）

※3

軽くたたいて注意をあたえる

※4

『日本大百科全書』

※5

後漢の許慎が紀元100年に作製した字典

だから私たちには援助が必要である。私たちは分別をもたずに生まれてくる。だから私たちには判断力が必要である。私たちが生まれてきたときにはもっていなかったもの、そして私たちが大きくなったときに必要なもの、そういうものはすべて教育によって私たちに与えられる※7。

ルソーによると、誕生時の人間は『弱い物』『無一の者』『分別のない者』であり、そのために力・援助・判断力が不可欠となると考えた。

そうした「必要なもの」は「すべて教育によって私たちに与えられる」として、**教育には必要性・重要性があり**、そのことによって人類としての進歩や発展がなされたと説いた。

ルソーよりも10年ほど後に誕生したカント※8は、動物には生まれながらにして生きるために必要な本能が与えられているが、人間の誕生時、理性は「**未開の状態**」であるために、理性を理性として開花させるための教育が必要であるとして、ルソーと同様、教育の必要性・重要性を説いている。

具体的には『教育学（講義）』（1803）において、「人間は教育されなければならない**唯一の被造物**である」、「人間は教育によってはじめて人間となることができる」と記している。

(3) 野生児

以下の事例は、人は人間の環境の中で生まれ育ち、人としてのしつけを受けることや言葉の学習、直立歩行の学習などが極めて重要であるということを示している。

たとえば母国語は、2～3歳頃までの周囲の言語の環境が重要であり、その期間に母国語に触れないでいると、後から学習してもほとんど習得することができないという言語獲得の臨界期の存在が明らかになっている。

① アヴェロン野生児

アヴェロンの野生児は、フランスのアヴェロン地区コーヌの森で1797年頃に発見され、1800年に保護された推定11～12歳の少年のことで、発見後に便宜上**ヴィクトール**と名づけられた。

ヴィクトールはその容姿、形態こそ人間そのものではあったものの、言語の使用は不可能で、人間的な感情も示すことができず、医師の**イタール**※9により5つの教育目標に基づいた訓練※10が施された。

触覚・味覚・嗅覚の感覚機能の回復、思考の交換などの面では多少の

※6



(Jean-Jacques Rousseau・1712～1778)
フランス百科全書派のひとりであり、政治哲学者・教育哲学者

※7

今野一雄訳『エミール・上』岩波文庫

※8



(Immanuel Kant・1724～1804)
ドイツ観念論哲学の祖とされ、啓蒙思想家でもあった

※9

(Jean Itard)
後に王立聾啞研究所となる施設の主任医師

※10

「長く人間の社会生活から隔離されたために、社会的な観念、態度、習慣などを身に付けることができなかったに過ぎず、未発達能力に刺激を与え、適切な教育を施すならば普通の人間となる」との仮説のもと実施された訓練

進歩がみられ、アルファベットの順序立てや、簡単な文章を理解したり書いたりできるようにはなったものの、言語を獲得したといえるレベルには達せず、また知的能力の発達という面でも訓練の効果は上がらなかったため、イタールの訓練は失敗に終わった※11。

② アマラとカマラ

アマラとカマラ※12は、1920年インドの西ベンガル州ミドナプール近郊の森で浮浪児のような姿で発見された、およそ8歳と1歳半の2人の少女のこと。孤児院を営んでいたジョセフ・シング牧師とその夫人に保護された。

手を使わずに食べ物を直接口で食べたり、手を使って歩いたり、遠吠えしたりして、オオカミに類似した行動や生活の様式が見られたので、シングは彼女達がオオカミに育てられたと主張した。

シング達の心血を注いだ養育によって、カマラは30個程度の単語を覚えるなど少しずつ言語を獲得したが、ついに完全な人間性を獲得することはできず、アマラは保護から1年足らずに腎臓炎で、カマラは1929年に尿毒症で死亡した※13。

(4) 意図的教育と無意図的教育

意図的教育とは、たとえば学校教育のように児童・生徒等に対して意図的・計画的な働きかけとしての教育のことを指し※14、**無意図的教育**とは気候・風土といった自然環境や社会的環境などのように、意図しないままにそれらが人間の変容に関わってくることを指す。

(5) 訓育と教授・陶冶と学習の転移

① 訓育と教授

訓育とは、特に教材などは必要とせず〈教師—子ども達〉※15という関係による教育作用を指す。教科外教育や徳育などによくみられる※16。

教授とは、教材を媒介として成立する教育作用のことをいい、教科教育・知育がこれにあたる※17。

ただし実際の教育活動を訓育と教授を明確に分離して捉えることは不可能であり、知育と徳育とが密接に関係し合ってこそ、十分な育成が望めると言える。

② 陶冶（とうや）と学習の転移

陶冶は実質陶冶と形式陶冶に分けて考えることができる。たとえば外国語を勉強する際、語彙や文法や発音の習得は実質陶冶であり、そのこ

※11

5年間の訓練の後、ヴィクトールの社会化は無理と判断したイタールはその後の教育を諦め、ヴィクトールは世話役のグラン夫人に託されて暮らしたが、1828年、推定40歳で死去した。死因は明らかになっていない

※12

(Amala & Kamala)

※13

近年では、アマラとカマラがオオカミに育てられたという説はシング牧師の創作であったことが明らかとなっており、彼女たちは野性児ではなく自閉症もしくは精神障害のために親から遺棄された孤児だったと考えられている

※14

意図的教育の場合としては学校が中心となるが、家庭や社会においても、意図的な教育が行われる

※15

これを二肢関係という場合がある

※16

教師が訓話など通じて子ども達に道徳的な教育を行う際など

※17

教師が知識や技能を子ども達に教えようとする時、教えるべき内容を含んだ教材が必要となる。この時、〈教師—教材—子ども達〉という関係が成立する（これを三肢関係という場合がある）

とを通じて異文化に興味を持つ、日本語・日本文化への理解を更に深めるといったことは形式陶冶になる。

陶冶とは個々人の内包している性質を発達させるということで、広い意味では人間の内面形成を意味し、細かくは文化や知識・技能の伝達や受容を意味する言葉である※18。

実質陶冶とは、学習する教材の内容そのものが、学習者に直接的に有用な効果をもたらすことをいい※19、**形式陶冶**とは、学習内容の習得よりも、生活一般の中での思考力や態度に影響を与える側面のことをいう。

なお一度習得した知識や技能は、それに近接する他の知識や技能の習得に効率的に作用する。こうした一つの知識・技能の習得が他の知識・技能の習得を効率的にすることを**学習の転移**※20という。

※18

もともとは「陶器を造ることと、鋳物を鋳ること」（『広辞苑』）という意味であり、本来は「形づくる」という意味であった。そこから教育の世界に転用された

※19

教材の実質的な、あるいは内容的な価値に注目し、具体的・個別的な知識や技能それ自体の習得のことを意味する

※20

ただ単に転移ともいう

2. 教育の目的

太平洋戦争後の**教育目的**は、新たに設けられた教育基本法※1に示されている。

※1

昭和22〔1947〕年制定・平成18〔2006〕年改正の前文と第1条

教育基本法 前文	我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。 我々はこの理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。 ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。
-------------	---

教育基本法 第1条	（教育の目的） 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
--------------	--

例題 1

教育の意義や目的に関する次の1～5のうち、正しいのはどれか。

- ☐ 1 太平洋戦争終了までの教育の目的はいわゆる「教育勅語」に示されていたが、これは戦後の民主主義教育にそぐわないとして、教育基本法施行と同時に廃止された。
- ☐ 2 乳幼児期にきちんとした教育を受けていない事例として野生児が挙げられるが、保護された時には野性的であった者も何年間かの教育・訓練の後に、人間として確立した。
- ☐ 3 カントは教育の必要性、重要性について「人間は教育によってはじめて人間となることができる」と述べているが、ここでいう教育はいわゆる英才教育のことである。
- ☐ 4 形式陶冶とは教材の内容等の持つ価値に注目して、学習内容の習得、つまり、知識や技術の習得そのもののことを意味している。
- ☐ 5 訓育とは徳育、道徳教育とほぼ同意であり、知識の習得を主眼とせず、子ども達の意味、感情、世界観などに関わる教育作用のことをいう。

解答・解説

正解 5

- 1 誤り。肢の前半は正しいが、後半が誤りである。教育基本法が施行されたのは昭和22年3月31日であるが、教育勅語が衆議院における「教育勅語等排除に関する決議」、参議院における「教育勅語等の失効確認に関する決議」によってそれぞれ排除、失効とされたのは昭和23年6月19日のことであって、教育基本法と教育勅語が併存した期間がある。
- 2 誤り。医師イタールが訓練、教育したいいわゆるアヴェロン野生児であるヴィクトールの例にみるように、野生児は訓練、教育によって必ず人間性を確立するとは限らない。
- 3 誤り。カントは、人は理性を持って生まれてくるがそれは未開の状態であって、それを開発してこそ人間となるのであって、その営みが教育であるとした。特に英才教育に特化して教育の必要性を論じたわけではない。
- 4 誤り。肢の説明は実質陶冶のものとなっている。形式陶冶は単に知識や技術を教え込むだけでなく、それを使いこなす能力を身につけさせることで思考力が養われるとする考え方である。
- 5 正しい。